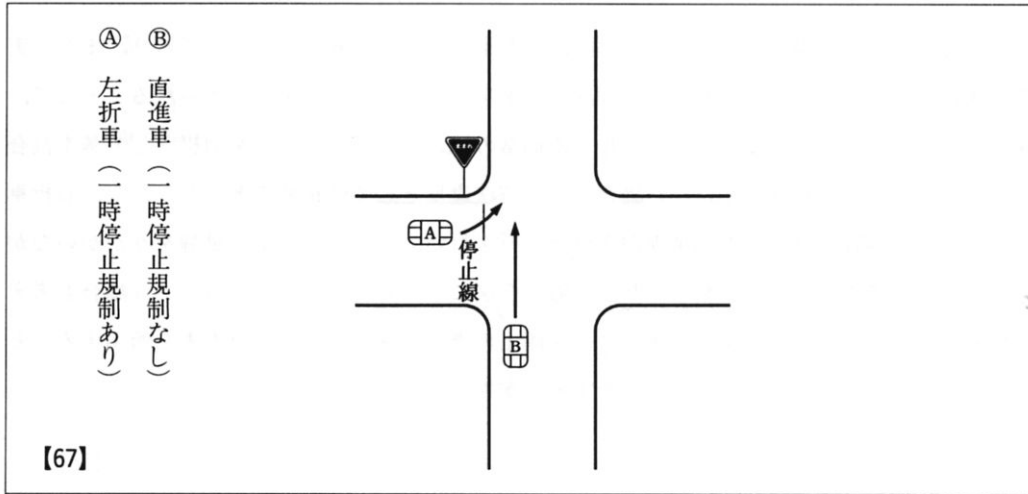


エ 一方に一時停止の規制がある場合①



基 本		①	②
		80	20
修正要素③	①が明らかな先入	*	
	見通しのきく交差点	*	
	夜 間	*	
	② 減 速 せ ず	-	10
	③ の 著 しい 過 失	-	10
	③ の 重 過 失	-	20
	①一時停止後進入②	-	15
	① 徐 行 な し	+	10
	① 大 型 車	+	5
	① の 著 しい 過 失	+	10
① の 重 過 失	+	20	

- ① 本表は、同幅員の交差点において、一方の道路に一時停止の規制があるだけでなく、明らかに広い道路と狭路の交わる交差点において、狭路側に一時停止の規制がある場合にも適用される。すなわち、本表は【64】及び【65】の特則といえる（なお、この点の詳細については【46】の注①を参照）。
- ② 事故は、主として一時停止義務違反車との間で問題になることから、これを基本とし、一時停止した場合を修正要素としている。
①が一時停止して②の接近を認めたものの、その速度・距離の判断を誤ったために衝突した場合には、①を具体的に確認できた②の過失も相当程度あるものといえるから、この場合の修正を15%としている。
- ③ その他の修正要素の意味・内容については【64】の注を参照。

*は修正要素として考慮しないものである。